

## ○基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (抜粋)

(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長等通知)

### 別紙 14 超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準

以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合※1 に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動機能：座位まで

2. 判定スコア (スコア)

(1) レスピレーター管理※2 =10

(2) 気管内挿管, 気管切開 = 8

(3) 鼻咽頭エアウェイ = 5

(4) O2 吸入又は SpO290%以下の状態が 10%以上 = 5

(5) 1 回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6 回/日以上以上の頻回の吸引 = 3

(6) ネブライザー 6 回/日以上または継続使用 = 3

(7) IVH =10

(8) 経口摂取(全介助)※3 = 3 経管(経鼻・胃ろう含む)※3 = 5

(9) 腸ろう・腸管栄養※3 = 8 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3

(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上 = 3

(11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) =10

(12) 定期導尿(3 回/日以上)※4 = 5

(13) 人工肛門 = 5

(14) 体位交換 6 回/日以上 = 3

(判定)

1 の運動機能が座位までであり、かつ、2 の判定スコアの合計が 25 点以上の場合を超重症児(者)、10 点以上 25 点未満である場合を準超重症児(者)とする。

※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

※3 (8) (9) は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む

## ○厚生労働大臣が定める者 (抜粋) (平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 556 号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

※本文 略

別表第一（平 30 厚労告 93・追加）

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) O<sub>2</sub> 吸入又は spO<sub>2</sub>90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上
- (5) 6 回／日以上以上の頻回の吸引
- (6) ネブライザー6 回／日以上又は継続使用
- (7) IVH
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）
- (12) 定期導尿 3 回／日以上
- (13) 人工肛門

○厚生労働大臣が定める施設基準（抜粋）

（平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 269 号、最終改正：平成 30 年厚労省告示第 108 号）  
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する  
基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要  
する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づ  
き、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

※本文 略

別表第一

判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O<sub>2</sub> 吸入又は s p O<sub>2</sub> 90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上 = 5
- (5) 1 回／時間以上の頻回の吸引 = 8 ・ 6 回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー 6 回／日以上又は継続使用 = 3
- (7) I V H = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。） = 8
- (12) 定期導尿 3 回／日以上 = 5
- (13) 人工肛門 = 5